

み広連介第586号

平成29年12月25日

介護サービス事業所 管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長

(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）の新規申請手続きについて（通知）

日頃から本広域連合の介護保険行政にご理解、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年3月31日までの1年の猶予期間を設けていた通所型サービスA（緩和した基準）について、平成30年4月1日以降にサービスを継続して提供する場合には、下記の手続きが必要となります。

つきましては、別紙の留意事項を参考に新規指定申請書及び添付書類等を期日までに介護保険センターに提出してください。

記

1. 提出書類

(1) 指定申請書（第1号様式）及び添付書類一覧

* 申請書等の様式は、みよし広域連合介護保険センターのホームページに掲載。

2. 提出期日

(1) 指定申請：平成30年2月16日（金）

3. 提出方法

(1) 指定申請：郵送又は窓口で提出してください。

4. 提出先

みよし広域連合介護保険センター地域支援係

〒778-0002

三好市池田町マチ2429番地1

5. 指定更新の決定について

指定の適否について審査後、指定更新通知書により通知します。

連絡先：みよし広域連合介護保険センター地域支援係

TEL 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033

留意事項

1. 通所型サービスA指定申請手続きについて

みよし広域連合管内の事業所の利用者にみよし広域連合管内以外の被保険者がいる場合には、みよし広域連合以外の保険者に対しても指定申請の手続きが必要な場合があります。具体的な手続きについては、それぞれの保険者（市区町村）に御確認ください。

また、事業所がみよし広域連合管外に所在し、みよし広域連合の被保険者（住所地特例被保険者を除く）を現に受け入れている総合事業のみなし指定を受けている事業者については、みよし広域連合の指定を受ける必要があります。

※書類の確認や書類に不備があった場合のやりとりには時間を要します。場合によっては指定の決定が間に合わない事も考えられますので、余裕を持って申請するようお願いいたします。

2. 人員基準について（下線部は新たに追加）

○ 管理者 専従1

○ 看護職員 専従1以上

○ 介護職員 利用者の数が15人までは専従1以上

25人を超える場合にあっては当該専ら当該サービスに当たる従業者に加えて、25人を越える部分の数の10で除して得た数以上確保されるために必要と認められる数とする。

○ 機能訓練指導員 1以上

○ 利用定員が10人以下である場合の看護職員又は介護職員の員数について

通所型サービスAの利用定員が10人以下である場合にあっては、看護職員又は介護職員の員数を、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

○ 他の事業と一体的に運営する場合の看護職員の員数について

通所型サービスAの事業を行う者が他の事業（通所型現行相当サービス、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合の看護職員の員数については、他の事業の看護職員の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。